

設楽町森林整備計画

計画期間

自 2023年4月 1日
至 2033年3月31日

(2023年3月31日樹立)

愛知県

設楽町

目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	
1 森林整備の現状と課題	1
2 森林整備の基本方針	1
3 森林施業の合理化に関する基本方針	5
II 森林の整備に関する事項	
第1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)	5
1 樹種別の立木の標準伐期齢	5
2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法	6
3 その他必要な事項	7
第2 造林に関する事項	7
1 人工造林に関する事項	7
2 天然更新に関する事項	9
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	11
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林 をすべき旨の命令の基準	11
5 その他必要な事項	11
第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な 方法その他間伐及び保育の基準	11
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	11
2 保育の種類別の標準的な方法	12
3 その他必要な事項	13
第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	13
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業 の方法	13
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべ き森林の区域及び当該区域内における施業の方法	14
3 その他必要な事項	15
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に關す る事項	15
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に關 する方針	15
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促 進するための方策	15
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	15

4 その他必要な事項	16
第6 森林施業の共同化の促進に関する事項	16
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	16
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	16
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	16
4 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針	16
5 その他必要な事項	17
第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	17
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	17
2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	18
3 作業路網の整備に関する事項	18
4 その他必要な事項	18
第8 その他必要な事項	19
1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	19
2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	19
3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	20
III 森林の保護に関する事項	
第1 鳥獣害の防止に関する事項	20
1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	20
2 その他必要な事項	21
第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	21
1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法	21
2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く。)	21
3 林野火災の予防の方法	21
4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	22
5 その他必要な事項	22
IV 森林の保健機能の増進に関する事項	
1 保健機能森林の区域	22
2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他	

の施業の方法に関する事項	22
3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	23
4 その他必要な事項	23

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項	23
2 生活環境の整備に関する事項	24
3 森林整備を通じた地域振興に関する事項	24
4 森林の総合利用の推進に関する事項	24
5 住民参加による森林の整備に関する事項	24
6 その他必要な事項	24

別表

別表1	25
別表2	26
別表3	27
別表4	30

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

設楽町の森林面積は 24,845ha であり、設楽町区域面積の 90.7% を占めている。このうち国有林は 5,634ha、民有林は 19,208ha で民有林のうちスギ・ヒノキ等の人工林の面積は 15,563ha、人工林率 81% と東三河地域森林計画区の人工林率 75.7% と比較して人工林率は高い。

なお、スギ・ヒノキ人工林資源の齢級構成は、標準伐期齢以下が 1,425ha(9.3%)、標準伐期齢以上が 13,837ha(90.7%) と年々高齢級の人工林が増加しており、森林資源の循環利用が可能な林分構成に改善していくことが課題である。

また、近年、森林に対する地域住民の意識や価値観が多様化し、木材生産機能のみならず、生活環境の保全、水源の涵(かん)養、保健文化機能等の公益的機能の一層の発揮が求められている。

とりわけ、豊川流域の治水、利水のための多目的ダムである設楽ダムの建設が着工され始めた本町にとって、森林の水源涵(かん)養機能を持続的に発揮させていくことが東三河流域の市町村並びに受益者等関係者の期待に応えるためにも特に重要な要素となっている。

これら森林の有する多面的機能を維持・増進させるためには、森林の適正な整備・保全が必要であるが、木材価格の低迷による林業採算性の悪化や山村の過疎化・高齢化も相まって手入れのされていない森林が多く見受けられるなど、公益的機能への影響が懸念されている。

一方、2021年の「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の改正や、2022年の「愛知県木材利用促進条例」の施行と、それに基づく「木材利用の推進に関する基本計画」の内容を踏まえ、公共建築物だけでなく民間建築物等への積極的な木材利用に取り組んでいる。なお、2018年に県内で最大規模の製材工場が本格稼働した他、エネルギー供給源の多様化に対する社会的要請からバイオマス発電施設の稼働も始まっていることなど、今後高まる木材需要に対応していくため、担い手の育成・確保を含めた計画的かつ安定的な供給体制を構築していくことが課題となっている。

そこで、本計画では森林の有する多面的機能を高度かつ持続的に発揮させていくため、「あいち森と緑づくり事業」等公的負担による制度等を有効に活用しながら引き続き間伐を推進していくとともに、利用期を迎えた木材資源については、主伐を推進し、その伐採跡地には再造林を確実に実施することにより、持続可能な循環型林業への転換を図っていく。併せて森林の適正な管理・保全をしていくための条件整備として、森林境界の明確化を地域一体となって引き続き進めていくとともに、森林経営計画による森林の管理経営を重点的に進めていく。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の主な機能を、水源涵(かん)養機能、山地災害防止機能／土壤

保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能からなる公益的機能及び木材等生産機能に大別し、各機能に応じた望ましい森林資源の姿を次のとおり定める。

ア 水源涵(かん)養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壤を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

オ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林

カ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群を構成する森林

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壤を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の整備及び保全に当たっては、森林の所有する多面的機能を総合的かつ高度に發揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化に加え、資源の循環利用と合わせ

た花粉発生源対策の推進の必要性も考慮しつつ、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、その状況を的確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や、リモートセンシング及び森林 GIS の効果的な活用を図ることとする。

具体的には、森林の有する水源涵（かん）養、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に發揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病害虫や野生鳥獣害の被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。森林の有するこれらの機能ごとの森林整備及び保全の基本方針を次表のとおり定める。

森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
水源涵（かん）養機能	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林は、水源涵（かん）養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や町民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵（かん）養の機能が十全に發揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>
山地災害防止機能／土壤保全機能	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、災害に強い地域を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、自然条件や町民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い</p>

	地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に發揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止・土留等の施設の配置を推進することを基本とする。
快適環境形成機能	<p>町民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び、森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために、有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を推進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風等に重要な役割を果たしている森林等の保全を推進することとする。</p>
保健・レクリエーション機能	<p>観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、町民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、町民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や町民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。</p> <p>また、保健等のための保安林指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
文化機能	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。</p> <p>また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
生物多様性保全機能	全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成

	<p>される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。</p>
木材等生産機能	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成单層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>

注1: 森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

注2: これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

東三河流域林業活性化協議会の方針に基づき、中部森林管理局愛知森林管理事務所、愛知県、町、森林組合、森林所有者等で相互に連絡を密にして、森林施業の共同化、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通、加工体制の整備等、長期展望にたった林業諸施策を総合的かつ計画的に実施することとする。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

平均生長量が最大となる年齢を基準として、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定める。

樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種				
	ス ギ	ヒ ノ キ	マツ類	その他の針葉樹	広葉樹
町 全 域	40年	45年	40年	40年	20年

なお、標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として、定められるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

（1）伐採について

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するとともに、伐採後の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとする。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととする。特に、伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等に配慮することとする。なお、自然条件が劣悪なため、伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新に配慮したものとする。

さらに、林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

また、上記に定めるものを除いて「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)のうち立木の伐採方法に関する事項に留意することとし、集材方法についても同通知を踏まえ、現地に適した方法により実施するものとする。

（2）伐採の方法

皆伐（主伐のうち択伐以外のもの）は、気候、地形、土壤等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくとも概ね20haごとに保残帶を設け、適切な更新を図ることとする。

択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、伐採区域全体ではおおむね均等な伐採率を行い、かつ材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林に

よる場合にあっては40%以下)の伐採とする。

また、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

(3) 主伐の時期

木材生産機能を重視する場合については、標準的な施業体系を次のとおりとする。その他の場合は、地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の維持・発揮に配慮し、伐期の長期化等を図ることとする。

樹種	標準的な施業体系		主伐時期の目安(年)
	生産目標	期待径級(cm)	
スギ	芯持ち柱材	18	40
	一般建築材	28	55
	造作、梁、桁、板材	36	70
ヒノキ	芯持ち柱材	18	45
	一般建築材	28	65
	造作材	36	80
マツ類	一般材	18	40
	長尺材	28	70
広葉樹	きのこ原木	10	20

3 その他必要な事項

保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第10条に規定する森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うこととする。

また、森林の生物多様性の保全の観点から、施業の実施に当たっては、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や多面的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林について行うこととする。

(1) 人工造林の対象樹種

区分	樹種名	備考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ類等、有用広葉樹や郷土樹種等も考慮して、気候、地形、土壤等の自然条件等に適した樹種	

少花粉スギ等の花粉症対策苗木の選定にも努めることとする。

また、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、県の林業普及指導員又は町産業課とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

育成単層林の場合、標準的な植栽本数は次表のとおりとする。

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備考
スギ	密仕立て	5,000	
	中仕立て	3,500	
	疎仕立て	2,500	
ヒノキ	密仕立て	5,000	
	中仕立て	3,500	
	疎仕立て	2,500	
マツ類	密仕立て	4,500	
	中仕立て	3,000	
広葉樹	密仕立て	4,500	
	中仕立て	3,000	

育成複層林の場合は、概ねアの本数に複層林導入時の伐採率を乗じて得た本数とする。

また、標準的な本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、県の林業普及指導員又は町産業課とも相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地ごしらえの方法	植栽の支障となる樹木及び下草を伐倒又は刈り払いを行うこととする。また、伐倒木及び枝条等が林地内に残存する場合は、林地内に筋置き等によって整理することを標準とする。なお、寒風害等の恐れのある箇所については、筋刈りや保護樹の残置等を併用する。
植付けの方法・時期	自然条件及び既往の造林方法等を勘案するとともに、春または秋に植え付けることを標準とするが、苗木をコンテナ苗とする場合は、地域の既往の成績も考慮しながら、上記以外の時期にも植栽できることとする。また、コンテナ苗の活用や伐採と造林

	<p>を一体で行う一貫作業システムの導入を検討するものとする。</p> <p>低コスト造林として、1,000～2,000本/haの疎植を行う場合は、チューブや筒状ネット、防護柵等による獣害対策を講じるとともに、経過を確認しつつ、必要に応じて下刈り等の保育作業を行うものとする。</p> <p>ニホンジカ等による食害等が確認された場合、又は生息密度が高く被害の恐れのある場合は、必要に応じて追加の獣害対策を講じるものとする。</p>
--	---

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の人工造林については、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を旨として、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、皆伐により伐採した年度の翌年度の初日から起算して2年以内、択伐（択伐率が4/10を超えないものに限る。）により伐採した場合においては5年以内に行うものとする。

また、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林においても同様とする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の状況、気候、地形、土壤等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとする。

天然更新の対象樹種（後継樹として更新の対象とする高木性の樹種。以下同じ。）は、次表のとおりとする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	
針葉樹	スギ、ヒノキ、マツ類等
広葉樹	カシ類、ナラ類、ホオノキ、クスノキ、サクラ類、カエデ類、シデ類等
ぼう芽による更新が可能な樹種	同上

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新の対象樹種について、期待成立本数は次表のとおりとし、天然更新を行う際には、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈以上のものに限る。）を更新するものとする。

樹種	期待成立本数
針葉樹（マツ類）及び広葉樹	10,000 本

樹高は30cm以上とする。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、搔き起こし・枝条整理等を行う。
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う。
植込	天然下種更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。
芽かき	ぼう芽更新による場合は、目的樹種のぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて芽かき又は植込を行う。

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の状況を確認する方法は、以下のとおりとする。なお、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図る。

（ア）標準地の設定

標準地の面積は、0.01ha程度とする。標準地の箇所は、対象区域が1ha未満の場合は1箇所、1ha以上の場合は1haにつき1箇所設定する。

（イ）調査内容

標準地の全本数を樹種ごとに確認し、記録する。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

天然更新は、伐採した年度の翌年度の初日から起算して5年を経過した時点で、次表に定める天然更新の完了基準を満たしている場合に完了したものとする。この期間に天然更新が完了していない場合は、その後2年以内に、植栽により更新を完了するものとする。

天然更新完了基準	<p>(1) 後継樹は、更新対象樹種のうち樹高が 0.5 メートル以上の稚樹、幼樹、若齢木、萌芽枝等とする。</p> <p>(2) 更新が完了した状態は、前表アで示す生育しうる期待成立本数に $3 / 10$ を乗じた本数が確保されているものとする。</p> <p>(3) 上記の条件を満たす場合であっても、獣害等により健全な生育が期待できないおそれがある場合には、適切な防除方策を実施すること。</p>
----------	---

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲 100m 以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林

4 森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1 の (1) による。

イ 天然更新の場合

2 の (1) による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数の基準として、天然更新の対象樹種の立木が 5 年生の時点で、生育し得る最大の立木の本数を 10,000 本／ha 以上とする。なお、当該対象樹種のうち周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものについて、3,000 本／ha 以上の本数を成立させる。

5 その他必要な事項

特になし

第 3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法、その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して、概ね5年後においてその樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが認められる範囲内で行うものとする。

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齡(年)			標準的な方法	備考
			初回	2回目	3回目 以降		
スギ	密仕立て	5,000	16	22	29	間伐率は、材積で概ね35%以内とする。間伐木の選定は、林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行うこととする。	
	中仕立て	3,500	16	24	—		
	疎仕立て	2,500	16	24	—		
ヒノキ	密仕立て	5,000	16	22	29	効率的な作業実施上、必要に応じて列状伐採の実施も考慮することとする。	
	中仕立て	3,500	16	24	—		
	疎仕立て	2,500	16	24	—		

標準伐期齡以上の林齡についても対象とし、高齢級の森林における間伐については、立木の成長力に留意する。

間伐の実施の時期については、上記の標準的な林齡とするほか、平均的な間伐の実施機関の間隔の年数は、標準伐期齡未満の場合は10年、標準伐期齡以上の場合は15年とする。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齡及び回数												標準的な方法	備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	12	16			
下刈	スギ	1	2	1	1	1	1	1	1				植栽木が下草から抜け出る間に行う。実施時期は6月から7月頃を目安とする。	地形、傾斜、自然条件などにより下刈り回数は5回未満也可能	
	ヒノキ	1	2	1	1	1	1	1	1						
つる切	スギ								1		1	下刈終了後、つるの繁茂の状況に応じて行う。実施時期は、6月から7月頃を目安とする。			
	ヒノキ								1		1				

除 伐	ス ギ							1			造林木の成長を阻害したり、阻害が予想される侵入木や形質不良木を除去する。侵入した広葉樹については、土壤の維持や改善、景観の向上等を図るため、形質の良好なものの保存を考慮する。実施時期は、6月から8月頃を目安とする。	
	ヒノキ							1				
枝打	ス ギ							1	1	1	病害虫の発生を予防するとともに、材の完満度を高め、優良材を得るために行う。実施時期は樹木の生長休止期の11月から3月頃とする。	
	ヒノキ							1	1	1		

3 その他必要な事項

特になし

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

森林の区域を別表1に定める。

イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、下表のとおり伐期の間隔の拡大を図り、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。森林の区域を別表2に定めるものとする。

伐期の延長を推進すべき森林の伐期齢の下限

樹種				
スギ	ヒノキ	マツ類	その他針葉樹	広葉樹
50年	55年	50年	50年	30年

(2) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

森林の区域を別表1に定める。

イ 施業の方法

地形・地質の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

なお、これらの公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林とする。それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林とする。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林とし、主伐の時期を下表のとおりとするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を推進することとする。

それぞれの森林の区域を別表2に定めるものとする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

樹種				
スギ	ヒノキ	マツ類	その他針葉樹	広葉樹
80年	90年	80年	80年	40年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として、必要に応じて定めるものとする。この際、人工林を中心とした林分であるなど周囲の森林の状況を踏まえるとともに、災害が発生するおそれのある森林を対象としないよう十分に留意するものとする。

森林の区域を別表1に定めるものとする。

(2) 施業の方法

森林施業の方法として、生産目標に応じた伐採の方法等を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐の実施、森林施業の集約化等を通じた効率的な森林整備を推進することとする。なお、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域における人工林の伐採後は、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うものとする。

なお、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進するものとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる資源構成となるよう、計画的な主伐と植栽による確実な更新に努めるものとする。

3 その他必要な事項

特になし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

森林所有者の意向、森林組合等林業経営体の状況、市場の動向等を的確に把握する体制を整備し、相互の情報共有と活用を図ることにより、森林施業の受委託の一層の推進を図る。その際、森林施業の受委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者等の情報整備・提供や森林組合等林業経営体による提案型施業の普及・定着を促進するほか、面的にまとまった共有林での施業の促進や経営意欲の低下した森林所有者等の森林について、森林組合等林業経営体による森林の保有・経営の円滑化に努める。特に不在村森林所有者には、森林組合が開催している相談会等を通じ、施業意欲の喚起と施業委託の働きかけを積極的に行う。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

不在村森林所有者を含む森林所有者に対し、長期にわたる包括的な施業の委託等の森林の経営の委託の働きかけ、森林の経営の受託等を担う林業経営体等の育成、施業の集約化に取り組む者に対する森林の経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあっせん等により、施業意欲への喚起を促す。

3 森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

森林経営計画における経営の受託にあたっては、森林の育成権が委ねられているものとする。

4 その他必要な事項

特になし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本町の林家数は386戸で、その57.7%にあたる223戸が保有面積5ha以下の小規模所有である。森林施業を計画的かつ重点的に行うために、町、森林組合、森林所有者等地域ぐるみで推進体制を整備するとともに、間伐をはじめとする森林施業の実施に関する話し合いを行うなどして、森林施業の共同化を促進する。

また、共同化された森林施業を森林組合等に委託することにより、森林組合等の執行体制の強化と作業班の強化等事業実施体制の整備を図る。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

小規模な森林所有者が多い本町で、伐採、造林、保育及び間伐等を計画的に実施し、優良材の生産を目指すためには、施業の共同化を助長し、合理的な林業経営を推進する必要がある。

共同施業を実施するため、町及び森林組合、林業経営体による普及啓発活動を通じて、森林所有者間の施業実施協定の締結を促進する。

なお、施業実施協定における具体的な施業については、森林経営計画による計画的かつ効率的な実施を推進する。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林施業の共同化を効果的に促進するため、森林所有者等が共同して森林施業を実施する際に留意すべき事項について、以下のこと留意する。

- (ア) 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は実施計画を作成して代表者などによる実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同で又は意欲ある林業経営体などへの共同委託により実施する。
- (イ) 作業路網その他の施設の維持運営は共同施業実施者の共同により実施する。
- (ウ) 共同施業実施者が施業などの共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同施業実施者に不利益を被らせることがないよう、予め個々の共同施業実施者が果たすべき責務などを明らかにする。

4 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林の経営管理（自然的経済的・社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うこと）を森林所有者自らが

実行できない場合には、経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については、意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については、町が経営管理を実施する森林経営管理制度を活用する。

5 その他必要な事項

特になし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

林道等路網については、林内路網の根幹をなし、山村地域の道路網を補完する「林道」、幹線となる林道を補完し、森林作業道と組み合せて間伐作業を始めとする森林施業の用に供する「林業専用道」、更に間伐を始めとする森林整備、木材の集材・搬出を行う為に継続的に用いられる「森林作業道」からなるものとする。その開設については、森林の整備及び保全、循環型林業の推進に向けた主伐と植栽、木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進するものとする。

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

区分	作業システム	路網密度 (m / ha)		
		基幹路網 (林道等)	森林作業道	合計
緩傾斜地 (0 ~ 15°)	車両系作業システム	30以上 40以下	70以上 210以下	110以上
中傾斜地 (15~30°)	車両系作業システム	23以上	52以上 165以下	85以上
	架線系作業システム	34以下	2以上 41以下	25以上
急傾斜地 (30~35°)	車両系作業システム	16以上	35以上 124以下	60(50)以上
	架線系作業システム	26以下	0以上 24以下	20(15)以上
急峻地 (35° ~)	架線系作業システム	5以上 15以下	—	5以上

注1：「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

注2：「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を

集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

注3：「急傾斜地」の（ ）書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

なお、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用し、尾根、渓流、天然林等の除地には適用しない。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項 該当なし

3 作業路網の整備に関する事項

（1）基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壤の保全等を図るため、適切な規格・構造の林道の整備を図る観点等から、林道規定（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月24日付け22林整整第602号林野庁長官通知）を基本として、愛知県林業専用道作設指針（平成23年4月1日付け23森保第207号愛知県農林水産部長通知）に則り、開設する。

イ 基幹路網の整備計画

別表3に示すとおりとする。

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

（2）細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け林整整第656号林野庁長官通知）を基本として愛知県森林作業道作設指針（平成23年4月1日付け23森保第294号愛知県農林水産部長通知）に図り開設する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理する。

4 その他必要な事項

特になし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 林業経営体の体质強化

森林組合等林業経営体を育成するため、森林施業の受委託等により地域が一体となって事業量の安定的確保に努めるとともに、雇用の安定化、経営の合理化、多角化、事業の共同化、組織・経営基盤の強化を長期的展望のもとに推進することにより、林業経営体の体质強化を図る。

(2) 林業従事者の養成・確保

新規参入の促進を図るとともに、雇用管理体制の整備、通年雇用体制の確立、社会保険制度への加入等就労条件の改善、高性能林業機械の導入等による労働強度の軽減を図ることなどにより、雇用の長期化・安定化を進める。また、林業研修等の実施による知識・技術の向上や労働安全衛生の確保に努める。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

林業における安全性の確保、生産性の向上及び生産コストの低減を図るため、次のことを推進する。

- ①森林組合によるスイングヤーダ、プロセッサ等の高性能林業機械の導入。
- ②森林組合を中心とした森林施業の機械化を推進。
- ③間伐を促進するため、フォワーダ等の集材機の導入。
- ④高性能林業機械のオペレーター育成のため、公益財団法人愛知県林業振興基金が実施する技術研修会等への積極的参加を推進し、林業における安全性の確保及び生産コストの低減を図る。

高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現 状(参考)	将 来
伐 倒	町内一円	チェーンソー	チェーンソー、ハーベスター
造 材		チェーンソー、プロセッサ	チェーンソー、プロセッサ、ハーベスター
集 材		林内作業車、小型集材機、スイングヤーダ、グラップル、フォワーダ	小型集材機、タワーヤーダ、スイングヤーダ、グラップル、フォワーダ

造林 保育 等	地拵、下刈	チェーンソー、刈払機	チェーンソー、刈払機
---------------	-------	------------	------------

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工販売施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）		計画		備考
	位置	規模	位置	規模	
製材所	東納庫ほか	2箇所			
サテライト市場	東納庫	1箇所			
中間土場	小松	1箇所			

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の保護に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

野生鳥獣による森林の被害状況等に応じ、当該鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法について、次のとおり定める。

（1）区域の設定

鳥獣害防止森林区域を下表に定めるものとする。

（2）鳥獣害の防止の方法

当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせて推進する。その際、特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進する。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、鳥獣害防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整する。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、忌避剤の散布、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施。

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施。

鳥獣害防止森林区域

対象鳥獣	森林の区域	面積(ha)
ニホンジカ	町内全域	19,207.73

2 その他必要な事項

シカの被害対策等の実施状況を確認するため、各種会議の場等を通じて情報を収集するとともに、必要に応じて現地調査や関係行政機関、森林組合及び森林所有者から報告を求めること等により、実施状況の把握に努めることとする。

鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図る。

第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病害虫等による被害については、その早期発見及び早期駆除に努め、かつ、的確な防除の推進を図るとともに、積極的に予防措置を講ずるものとする。

特に、松くい虫の防除については、森林病害虫等防除法に基づき、地上散布、樹幹注入、特別伐倒駆除（破碎又は焼却）等の対策により、拡大防止及び防除に努める。

また、近年のカシノナガキクイムシによるナラ枯れについても被害木の伐倒くん蒸、焼却や薬剤処理等により、被害の拡大防止及び防除に努める。

(2) その他

森林病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、県、森林組合、森林所有者等間の連絡等の体制強化を図る。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

第1の1(1)において定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害について、被害の動向等を踏まえた被害対策等を推進するとともに、野生鳥獣との共存に配慮した森林整備等に努める。

3 林野火災の予防の方法

林野火災の予防のため、森林保全推進員等による森林の巡視を充実

する。森林の利活用の多様化に伴い、人の入り込みの増加等により森林火災の発生が懸念されるので、防火思想の啓発、防火施設の整備等防火対策に十分配慮する。

4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを実施する場合には、設楽町火入れに関する条例（平成17年条例第154号）による許可を受け行うこととする。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林
該当なし

(2) その他

特になし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備考
位置	林班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
津具	2008 林班の一部(本沢7-106)、2009 林班の一部(天狗棚 1-48/-85) 及び 2010 林班の一部(高筈 3-39/3-114)	48.07	20.30	27.77				天狗棚
津具	2051 林班の一部(下川原 3-2 ~ 3-7、丸山 20-2、23-3、23-7/9、須山 20-1、20-5、20-6)	5.06	4.60	0.46				辯の森

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

施業の区分	施業の方法
造林	天然更新とする、更新が困難な場合は、広葉樹植栽をする
保育	下刈り、つる切り、除伐などを適切に実施する

伐採	非皆伐施業、択伐とする
その他	他法令により、制限を受けている森林については、法令に定める方法による。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

施設の特色を生かし、利用者が自然を満喫できる憩いの場となるよう、施設の適正な管理運営に努める。

(2) 立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高	備考
広葉樹	15m	森林保健施設の建築物の高さは、景観との調和等に配慮し、15m未満とする。

4 その他必要な事項

利用者の安全に配慮するとともに、森林、施設の適正な維持管理に努める。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

- ア IIの第2の3植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- ウ IIの第5の3森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- エ IIIの森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努める旨記載する。

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域について、別表4のとおり定めるものとする。

2 生活環境の整備に関する事項

特になし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

特になし

4 森林の総合利用の推進に関する事項

森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現状(参考)		(将来)		対図番号
	位置	規模	位置	規模	
糺の森	津具地区	面積 5.06ha	津具地区	面積 5.06ha	1

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

平成9年4月に東三河地方の商工会議所が中心になって、「穂の国森づくりの会」が設立された。この会は、商工会議所、森林組合、農協、行政の他、賛同する個人が会員となり、森林作業の体験やイベントを通じ東三河の森林の再生と流域全体の活性化を目的としている。活動範囲は東三河全体であるが、特に奥三河で森林作業体験等が実施される場合には積極的に協力する。

また、他の団体や組織等が行う森林整備に関する啓発活動やイベント等が行われる場合にも同様に協力する。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

設楽ダムが計画されている豊川の下流に位置する蒲郡市と本町の間で、平成9年に森林整備協定が締結された。また、このとき蒲郡市と地縁団体田峯区の間で分収育林契約が締結され、分収育林地を「かがやきの森」と命名して森林整備を行うとともに、蒲郡市民の森林体験の場又は交流の場として活用されている。

今後、他の団体等へも交流事業等を行いながら、水源となる森林の整備への理解と協力が得られるよう積極的に働きかける。

(3) その他

特になし

6 その他必要な事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては当該制限に従って施業を実施する。

町有林及び財産区有林については、大部分が人工林であり、造林、保育等の作業については森林組合に委託しており、健全な森林育成を目指し、今後とも継続的に整備保全を進める。

別表1

区分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1001 林班～1218 林班、2001 林班～2007 林班、2008 林班の一部（本沢 7-106 を除く全て）、2009 林班の一部（天狗棚 1-48/-85 を除く全て）、2010 林班の一部（高筈 3-39/3-114 を除く全て）、2011 林班～2050 林班、2051 林班の一部（下川原 3-2～3-7、丸山 20-2、23-3、23-7/9、須山 20-1、20-5、20-6 を除く全て）、2052 林班～2059 林班	19154.6ha
土地に関する災害の防止、及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	—
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	—
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	2008 林班の一部（本沢 7-106）、2009 林班の一部（天狗棚 1-48/-85）、2010 林班の一部（高筈 3-39/3-114）、2051 林班の一部（下川原 3-2～3-7、丸山 20-2、23-3、23-7/9、須山 20-1、20-5、20-6）	53.13ha
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1049 林班、1078 林班、1177 林班、1180 林班、1183～1187 林班、1208 林班、2001～2002 林班、2031 林班、2045 林班、2049 林班、2059 林班	1,037.96ha

※面積は令和5年3月時点の森林簿データによるもの

別表2

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林	1001 林班～1218 林班、2001 林班～2007 林班、2008 林班の一部（本沢 7-106 を除く全て）、2009 林班の一部（天狗棚 1-48/-85 を除く全て）、2010 林班の一部（高笹 3-39/3-114 を除く全て）、2011 林班～2050 林班、2051 林班の一部（下川原 3-2～3-7、丸山 20-2、23-3、23-7/9、須山 20-1、20-5、20-6 を除く全て）、2052 林班～2059 林班	19154.6ha
長伐期施業を推進すべき森林	2008 林班の一部（本沢 7-106）、2009 林班の一部（天狗棚 1-48/-85）、2010 林班の一部（高笹 3-39/3-114）、2051 林班の一部（下川原 3-2～3-7、丸山 20-2、23-3、23-7/9、須山 20-1、20-5、20-6）	53.13ha
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	該当なし
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当なし	—

※面積は令和5年3月時点の森林簿データによるもの

別表3 林道の整備計画

単位 延長:km 面積:ha

開設/拡張	種類	区分	位置	路線名	延長	利用区域面積	うち前半5年分	対図番号	備考
開設(新設)	自動車道		11,38,39,42,68,69,160	境川	1.0	603	○	(7)	
開設(新設)	自動車道		60,61,62	南岳	2.6	54	○	(16)	
開設(新設)	自動車道		89,102,103	笛頭山	0.8	93	○	(41)	
開設(新設)	自動車道		59	白樺支	0.2	31	○	(47)	
開設(新設)	自動車道		20,21,26,27,28,33,34,36	中口尤	3.0	287	○	(70)	
開設(新設)	自動車道		132,135	大崎	2.0	41	○	(19)	
開設(新設)	自動車道		147,155,158	的場	0.8	12	○	(21)	
開設(新設)	自動車道		160	鬼沢	0.4	20	○	(22)	
開設(新設)	自動車道		60,61	南岳支	0.4	25	○	(23)	
開設(新設)計					11.2	1,166			

別表3 林道の整備計画

単位 面積:ha

開設/拡張	種類	区分	位置	路線名	箇所	利用区域面積	うち前半5年分	対図番号	備考
拡張(改良)	自動車道		18,22,23	本洞	12	42		(1)	法面保全ほか
拡張(改良)	自動車道		70,75	吉田小屋	3	101		(4)	法面保全ほか
拡張(改良)	自動車道		163,164,165,218	知生	8	51		(5)	法面保全ほか
拡張(改良)	自動車道		196	一の又	2	75		(6)	法面保全
拡張(改良)	自動車道		11,38,39,42,68,69,160	境川	24	603	○	(7)	法面保全ほか
拡張(改良)	自動車道		190,202	赤沢	2	37		(8)	法面保全
拡張(改良)	自動車道		10,11,12	滝の沢	8	157		(9)	法面保全ほか
拡張(改良)	自動車道		91	古落目	2	33		(11)	法面保全
拡張(改良)	自動車道		39,40,159,160,161,166	大野	3	281	○	(13)	法面保全
拡張(改良)	自動車道		191,200	記念林	1	31		(15)	法面保全
拡張(改良)	自動車道		60,61,62	南岳	1	66		(16)	橋梁補修
拡張(改良)	自動車道		27,28,29,31,50,208	段戸208号	12	326		(17)	法面保全ほか
拡張(改良)	自動車道		119,200	四ツ谷	2	61		(20)	法面保全
拡張(改良)	自動車道		129,130,131	松尾	6	96		(21)	法面保全ほか
拡張(改良)	自動車道		200	滝沢	4	27		(22)	法面保全ほか
拡張(改良)	自動車道		104,105,108	根道	8	72	○	(24)	法面保全ほか
拡張(改良)	自動車道		7,8,26	向	10	79	○	(25)	法面保全ほか
拡張(改良)	自動車道		33	コヤンサ	2	54		(26)	法面保全
拡張(改良)	自動車道		35,36	川宇連	2	53		(27)	法面保全
拡張(改良)	自動車道		105,106,107,111,112,114,115,127,128	田内野平	20	267	○	(28)	法面保全ほか
拡張(改良)	自動車道		125	水呑場	2	34	○	(29)	法面保全
拡張(改良)	自動車道		81,82,83,84,86	三都橋	8	256	○	(30)	法面保全ほか
拡張(改良)	自動車道		84	三都橋支	2	三都橋線に含む		(31)	法面保全
拡張(改良)	自動車道		174	平田	4	107		(32)	法面保全ほか
拡張(改良)	自動車道		26	上向	1	33		(33)	法面保全
拡張(改良)	自動車道		66,67	東長沢	28	103	○	(36)	法面保全ほか
拡張(改良)	自動車道		40	根道外	8	62	○	(37)	法面保全ほか
拡張(改良)	自動車道		155,158	御堂山	8	52	○	(38)	法面保全ほか
拡張(改良)	自動車道		7	井ノ口	1	61		(39)	法面保全
拡張(改良)	自動車道		90,91	梅久後古落目	8	64		(40)	法面保全ほか
拡張(改良)	自動車道		89,102,103	笹頭山	8	93		(41)	法面保全ほか
拡張(改良)	自動車道		1,2,3,4,5	石原	8	158		(42)	法面保全ほか
拡張(改良)	自動車道		37,45	石の津1号	3	46		(43)	法面保全
拡張(改良)	自動車道		20,21,22,35,36	碁盤石山	10	122	○	(44)	法面保全ほか
拡張(改良)	自動車道		59	白樺	3	40	○	(46)	法面保全ほか
拡張(改良)	自動車道		59	白樺支	2	31		(47)	法面保全
拡張(改良)	自動車道		20,21,34,36,37,39	小槻立	5	249		(48)	法面保全
拡張(改良)	自動車道		3,5,6,15,47,48	大沢中俣	3	250	○	(49)	法面保全
拡張(改良)	自動車道		1	中山	2	35		(50)	法面保全
拡張(改良)	自動車道		24,33,34,40,41	鹿ノ子	3	226	○	(51)	法面保全
拡張(改良)	自動車道		21,22	油戸1号	4	13		(52)	法面保全ほか
拡張(改良)	自動車道		23,27	油戸2号	2	37		(53)	法面保全ほか
拡張(改良)	自動車道		31	寺ノ沢	2	12	○	(54)	法面保全
拡張(改良)	自動車道		32	林ノ入	3	23		(55)	法面保全
拡張(改良)	自動車道		49	瀬沢	3	43	○	(56)	法面保全
拡張(改良)	自動車道		49	瀬沢支	2	57		(57)	法面保全
拡張(改良)	自動車道		3,4	東山ノ神	2	105		(58)	法面保全
拡張(改良)	自動車道		46	向落瀬	2	41		(59)	法面保全
拡張(改良)	自動車道		38	樅ヶ入	3	19		(60)	法面保全
拡張(改良)	自動車道		25,27	老平	3	34	○	(61)	法面保全
拡張(改良)	自動車道		51,55	大入	3	130		(62)	法面保全
拡張(改良)	自動車道		33	笛形	2	41		(63)	法面保全
拡張(改良)	自動車道		16,17	丸山	5	75		(64)	法面保全
拡張(改良)	自動車道		1,55,58	御器割	5	60		(65)	法面保全
拡張(改良)	自動車道		18	箱渕	3	62		(66)	法面保全
拡張(改良)	自動車道		10,11,12	天狗棚折元	5	97	○	(67)	法面保全
拡張(改良)	自動車道		54,57,123	三七	7	65	○	(68)	法面保全ほか
拡張(改良)	自動車道		48	中俣	2	31		(69)	法面保全
拡張(改良)	自動車道		20,21,26,27,28,33,34,36	中口尤	10	300	○	(70)	法面保全
拡張(改良)	自動車道		211,212	沖ノ平	5	43	○	(73)	法面保全ほか
拡張(改良)	自動車道		41,45	大野山	2	43	○	(76)	法面保全
拡張(改良)計						324	5,865		

別表3 林道の整備計画

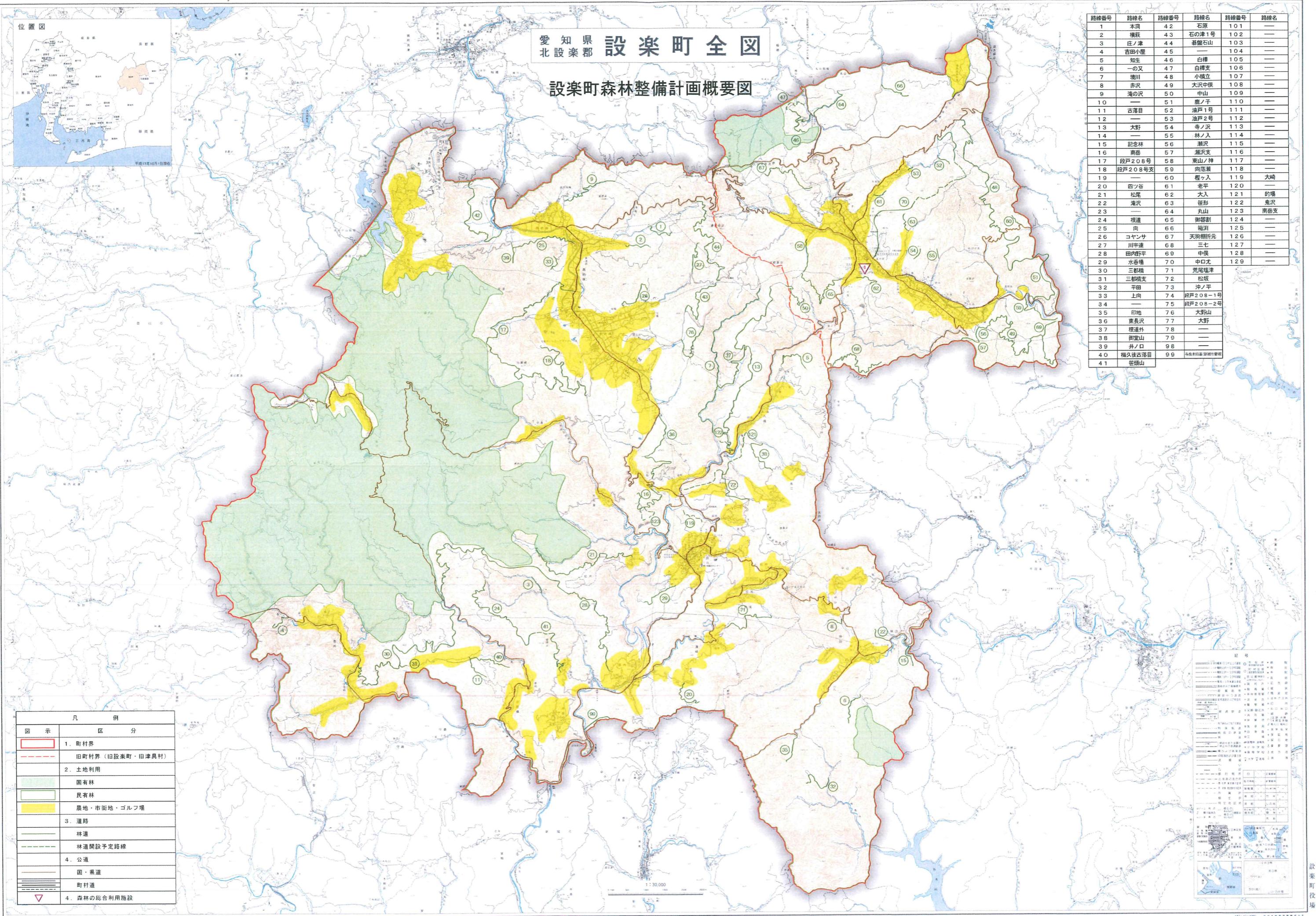
単位 延長:km 面積:ha

開設/拡張	種類	区分	位置	路線名	延長	利用区域面積	うち前半5年分	対図番号	備考
拡張(舗装)	自動車道	18,22,23	本洞	0.4	42		(1)		
拡張(舗装)	自動車道	23,24	横萩	0.6	122		(2)		
拡張(舗装)	自動車道	109	庄ノ津	0.6	34		(3)		
拡張(舗装)	自動車道	70,75	吉田小屋	0.8	101		(4)		
拡張(舗装)	自動車道	163,164,165,218	知生	1.4	51		(5)		
拡張(舗装)	自動車道	11,38,39,42,68,69,160	境川	3.8	603	○	(7)		
拡張(舗装)	自動車道	91	古落目	0.4	33		(11)		
拡張(舗装)	自動車道	60,61,62	南岳	2.6	66		(16)		
拡張(舗装)	自動車道	27,28,29,31,50,208	段戸208号支	2.4	47		(18)		
拡張(舗装)	自動車道	104,105,108	根道	2.4	72	○	(24)		
拡張(舗装)	自動車道	81,82,83,84,86	三都橋	4.3	256	○	(30)		
拡張(舗装)	自動車道	174,176,177	印地	1.0	66		(35)		
拡張(舗装)	自動車道	90,91	梅久後古落目	1.3	64		(40)		
拡張(舗装)	自動車道	89,102,103	笹頭山	1.7	93		(41)		
拡張(舗装)	自動車道	1,2,3,4,5	石原	2.9	158		(42)		
拡張(舗装)	自動車道	20,21,22,35,36	碁盤石山	3.2	122	○	(44)		
拡張(舗装)	自動車道	59	白樺	1.4	40	○	(46)		
拡張(舗装)	自動車道	59	白樺支	0.4	31		(47)		
拡張(舗装)	自動車道	21,22	油戸1号	0.5	13		(52)		
拡張(舗装)	自動車道	23,27	油戸2号	0.1	37		(53)		
拡張(舗装)	自動車道	31	寺ノ沢	0.1	12	○	(54)		
拡張(舗装)	自動車道	32	林ノ入	0.6	23		(55)		
拡張(舗装)	自動車道	49	瀬沢	0.6	43	○	(56)		
拡張(舗装)	自動車道	49	瀬沢支	0.4	57		(57)		
拡張(舗装)	自動車道	46	向落瀬	1.0	41		(59)		
拡張(舗装)	自動車道	38	樺ヶ入	0.3	19		(60)		
拡張(舗装)	自動車道	25,27	老平	0.6	34	○	(61)		
拡張(舗装)	自動車道	33	笹形	0.7	41		(63)		
拡張(舗装)	自動車道	1,55,58	御器割	2.5	60		(65)		
拡張(舗装)	自動車道	10,11,12	天狗棚折元	2.1	97	○	(67)		
拡張(舗装)	自動車道	54,57,123	三七	2.6	65	○	(68)		
拡張(舗装)	自動車道	148	松坂	1.3	20		(72)		
拡張(舗装)	自動車道	211,212	沖ノ平	1.4	43	○	(73)		
拡張(舗装)	自動車道	132,135	大崎	2.0	41		(19)		
拡張(舗装)	自動車道	147,155,158	的場	0.8	12		(21)		
拡張(舗装)	自動車道	160	鬼沢	0.4	20		(22)		
拡張(舗装)	自動車道	60,61	南岳支	0.4	25		(23)		
拡張(舗装)計					50.0	2,704			

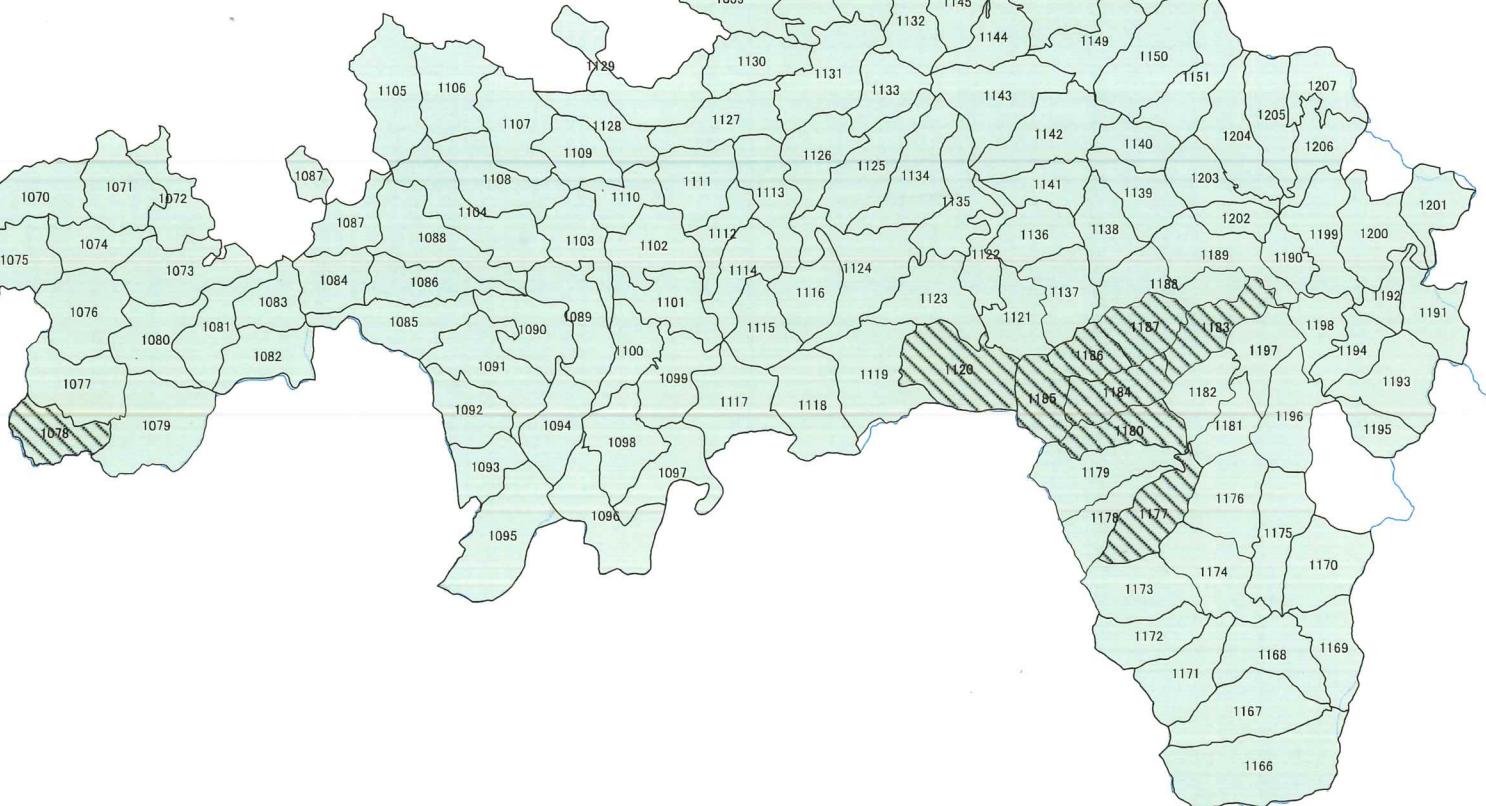
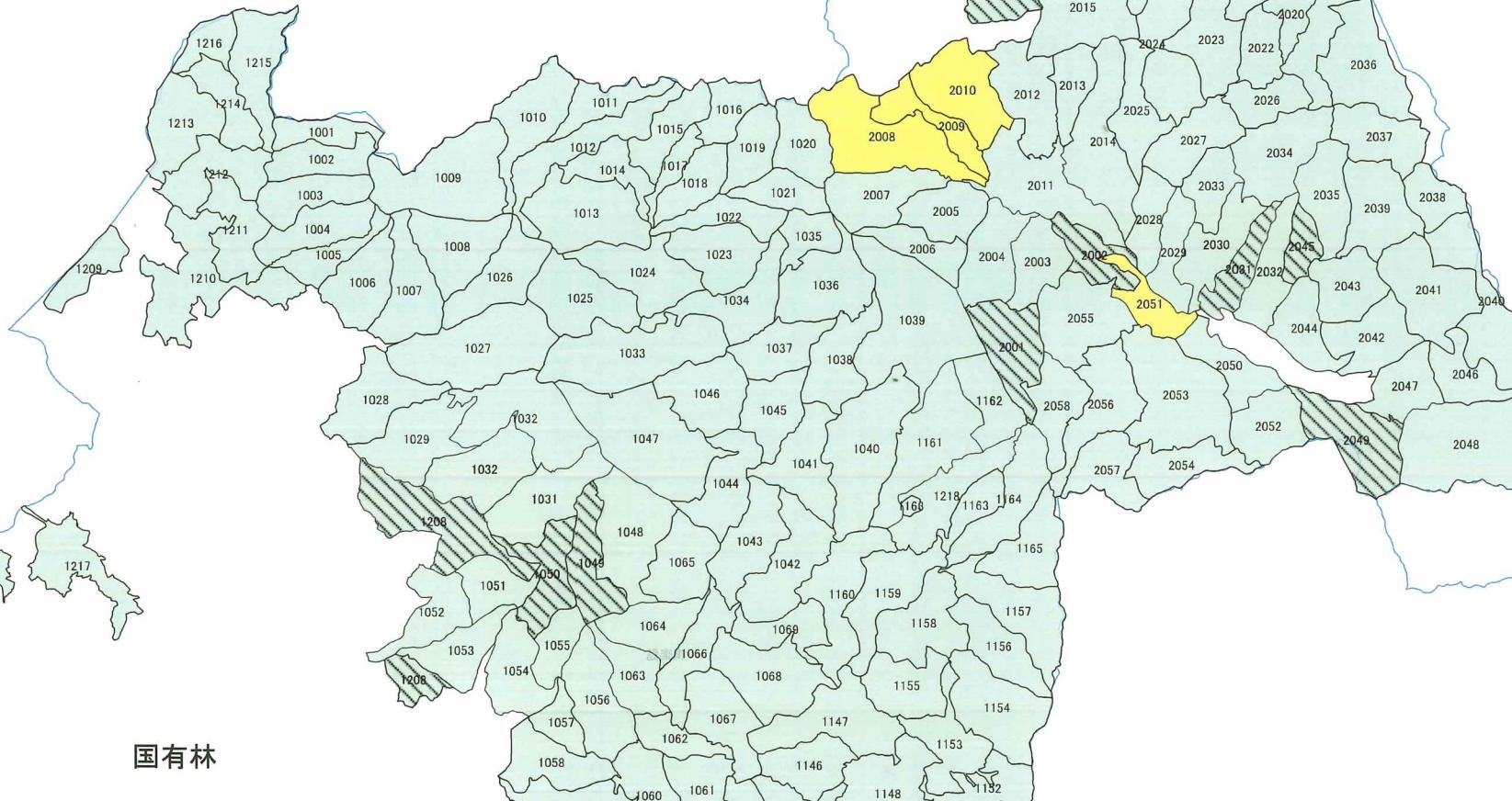
別表4

区域名	林班	区域面積(ha)
西納庫	1001～1028	1,843.28
東納庫	1029～1055、1208	2,335.28
川向・大名倉	1056～1069	890.62
三都橋・豊邦	1070～1093、1095	1,749.18
田峯	1094、1096～1110	1,049.81
田内・清崎・松戸・荒尾	1111～1131、1134～1142、1217	2,028.12
田口・小松・長江・八橋・和市	1132～1133、1143～1165、1218	1,877.17
川合	1166～1176	929.88
神田・平山	1177～1207	1,722.19
沖駒	1209～1216	349.34
津具西	2002～2028、2059	2,160.33
津具東	2001、2029～2058	2,272.53

※面積は令和5年3月時点の森林簿データによるもの



公益的機能別施業森林等（ゾーニング）の区域



凡例	ゾーニングの種類	施業の方法	林班
	水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林 (標準伐期齢+10年)	1001林班～1218林班 2001林班～2059林班 ただし、以下の林班の一部を除く。 2008林班の一部（本沢7-106） 2009林班の一部（天狗棚1-48/-85） 2010林班の一部（高笹3-39/3-114） 2051林班の一部（下川原3-2～3-7， 丸山20-2,23-3,23-7/9， 須山20-1,20-5,20-6）
	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林 (標準伐期齢×2)	2008林班の一部（本沢7-106） 2009林班の一部（天狗棚1-48/-85） 2010林班の一部（高笹3-39/3-114） 2051林班の一部（下川原3-2～3-7， 丸山20-2,23-3,23-7/9， 須山20-1,20-5,20-6）
	木材生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		1049林班、1078林班、1177林班 1180林班、1183林班～1187林班 1208林班、2001林班、2002林班 2031林班、2045林班、2049林班 2059林班

鳥獣害防止森林区域

国有林

対象鳥獣	森林の区域	備考
ニホンジカ	町内全域	

一体整備相当森林の区域

